

## 市民税・県民税更正(決定)通知書

第年月号日

樣

橫浜市長

印

地方税法第328条の9第一項の規定に基づき、次のとおり更正(決定)しましたので通知します。なお、不足税額のあるときは、納入書により納期限までに納入してください。

年 月分

申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	市 民 税 額	県 民 税 額
更正(決定)による税額等 ①	円	円	円
既に納入の確定した 税額 ②			
差引過(△)不足税額 ①-②			
延 滞 金			
		基礎となる税額	課 率
更正(決定) に よ る 加 算 金 額	過少申告 不 申 告 加 算 金 額 重 ③	円	円
	地方税法第328条の11第3項の規定 に よ る 減 額 分 ④		
	差 引 納 入 額 ③ - ④		
納 期 限	年 月 日	納 入 場 所	横浜市指定金融機関・横浜市収納代理金融機関横 浜市内郵便局・指定郵便局
	住 所 区	氏 名	住 所 区
更正(決定) の対象とな った納税者	区		区
	区		区

(A4)

(備考)

- 1 この様式は、分離課税に係る所得割の更正又は決定をした場合に、特別徴収義務者に通知する際用いるものである。  
2 様式の下欄には、教示について記載することができる。